

# 山梨県公報

第三百七十二号

令和五年

四月二十四日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更(二件)……………二八三  
○道路の供用開始……………二八三

### 公告

○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………二八四  
○土地改良区役員の退任及び就任……………二八五  
○建設業法に基づく監督処分……………二八七  
○甲府都市計画道路事業の施行について……………二八七

## 告示

### 山梨県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和五年五月十五日まで一般の縦覧に供する。  
令和五年四月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市小曲町字下五割一〇六四番八地先から 甲府市西下条町字川代一三五二番一地先まで	旧	九・四 一三四・七	三二六・一

### 四 区域変更の期日 令和五年五月十二日

#### 山梨県告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和五年五月十五日まで一般の縦覧に供する。  
令和五年四月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 井出停車場線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡南部町井出字寺平一六二一番一地 先から 南巨摩郡南部町井出字寺平一六九四番一地 先まで	旧	五・九 二六・〇	一九六・三
	新	一一・三 二六・〇	一九六・三

#### 山梨県告示第百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和五年五月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和五年四月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十号	甲府市小曲町字下五割一〇二九番一―地先から 甲府市西下条町字川代一三四七番一―地先まで	一五九・八	令和五年五月十二日

# 公 告

## ● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

令和五年四月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 第一 狩猟免許試験

#### 一 試験日時

1 第一回 令和五年八月五日（土）及び同月六日（日）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

2 第二回 令和六年一月十三日（土）及び同月十四日（日）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所 甲府市川田町五百十七番地山梨県立青少年センター

三 受験資格 法第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

#### 四 試験科目

1 適性試験 視力、聴力及び運動能力

2 知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識

3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

#### 五 受験手続

1 提出書類 次に掲げるものとする。

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。）第四十八条第一項に規定する免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可（以下「猟銃等の所持の許可」という。）を受けている場合にあっては、その許可証の写し

(三) 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあっては、その者が法第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書（おおむね申請前六月以内のもの）

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景の縦の長さ三・〇センチメートルかつ横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千二百円（法第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円。狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

3 提出方法 申請書その他の提出書類は、郵送により七の申請書の提出先に提出すること。

#### 六 申請書の受付期間

1 第一回 令和五年五月二十二日（月）から同年六月二十三日（金）までの消印のあるものを有効とする。

2 第二回 令和五年十月二十三日（月）から同年十一月二十四日（金）までの消印のあるものを有効とする。

3 第一回及び第二回の試験の定員はそれぞれ百五十名とし、定員に達した場合、受付期間内であっても申請を受け付けない。

七 申請書の提出先 郵便番号四〇〇一八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課

#### 第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

一 適性検査の日時及び場所 住所地を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者 令和五年九月十四日まで有効の狩猟免許を有する者で、狩猟免許の更新を受けようとする者

三 適性検査の内容 視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せて実施する講習の内容 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化



二 就任

同	同	理事	同	同	副理事長	理事長	役職名	同	同	同
矢頭泰夫	米山義一	鈴木重光	小俣英二	鈴木守	横瀬文雄	米山大	氏名	長田敦	細川清正	横瀬広正
大月市賑岡町畑倉千二百六十一番地四	大月市賑岡町畑倉九百九十一番地	大月市賑岡町畑倉九百六十番地	大月市賑岡町畑倉七百七十一番地	大月市賑岡町畑倉千四百四十九番地	大月市賑岡町畑倉千八百八十一番地	大月市賑岡町畑倉九百四十四番地	住所	大月市賑岡町畑倉七百八十五番地三	大月市賑岡町奥山千八百二十八番地	大月市賑岡町畑倉千三百三十三番地
同	同	同	同	同	同	令和五年四月一日	就任年月日	同	同	同

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同
鈴木一枝	細川清正	小俣英雄	矢頭芳美	横瀬光宏	米山幸男	矢頭進	小俣喜弘	知見茂	鈴木章雄	松永剛
大月市賑岡町畑倉千三百三十九番地	大月市賑岡町奥山千八百二十八番地	大月市賑岡町畑倉九百五番地二	大月市賑岡町畑倉千二百二十四番地	大月市賑岡町畑倉千二百三十三番地	大月市賑岡町畑倉九百六十四番地	大月市賑岡町畑倉千二百二十六番地	大月市賑岡町畑倉千三十二番地	大月市賑岡町畑倉七百三十三番地	大月市賑岡町畑倉千六百六十一番地	大月市賑岡町畑倉千八百九番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	横瀬広正	大月市賑岡町畑倉千百三十三番地	同
同	長田敦	大月市賑岡町畑倉七百八十五番地三	同

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和五年四月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 大幡建設有限公司
  - 2 主たる営業所の所在地 都留市大幡三千四百二十五番地
  - 3 代表者の氏名 喜舎場健一
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般一）第五六七七号
  - 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
    - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
    - 2 期間 令和五年四月二十五日から令和五年四月二十七日までの三日間
    - 五 処分の原因となった事実 被処分者が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）違反及び被処分者の代表取締役が、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により、都留簡易裁判所において罰金刑に処する旨の略式命令を受け、その刑が確定した。

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和五年四月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線
- 二 施行者の名称 山梨県

- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在
  - 1 収用の部分 山梨県甲府市若松町及び中央四丁目地内
  - 2 使用の部分 山梨県甲府市中央四丁目地内

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番